

知事部局  
 医療局長  
 企業局長  
 教育長及び教育委員会事務局  
 警察本部長及び警察本部

出資等適正化調査委員会規程及び入札制度改善等検討委員会規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成 18 年 3 月 31 日

岩手県知事 増 田 寛 也

出資等適正化調査委員会規程及び入札制度改善等検討委員会規程の一部を改正する訓令

(出資等適正化調査委員会規程の一部改正)

第 1 条 出資等適正化調査委員会規程（昭和 43 年岩手県訓令第 26 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(幹事会) 第 6 条 [略] 2・3 [略] 4 幹事長は、必要があると認められる場合は、教育委員会事務局総務課総括課長及び警察本部警務課長に出席を要請することがある。 5～7 [略]	(幹事会) 第 6 条 [略] 2・3 [略] 4 幹事長は、必要があると認められる場合は、教育委員会事務局 <u>教育企画室長</u> 及び警察本部警務課長に出席を要請することがある。 5～7 [略]
備考 改正部分は、下線の部分である。	

(入札制度改善等検討委員会規程の一部改正)

第 2 条 入札制度改善等検討委員会規程（平成 12 年岩手県訓令第 22 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(幹事会) 第 6 条 [略] 2 幹事長は総務室長をもって充て、幹事は総合政策室政策推進課、県土整備部建設技術振興課、出納局総務課、医療局管理課及び <u>教育委員会事務局総務課</u> の総括課長、主管室の管理担当課長並びに警察本部警務部会計課長をもって充てる。 3・4 [略]	(幹事会) 第 6 条 [略] 2 幹事長は総務室長をもって充て、幹事は総合政策室政策推進課、県土整備部建設技術振興課、出納局総務課及び <u>医療局管理課の総括課長、主管室の管理担当課長、教育委員会事務局教育企画室予算財務担当課長</u> 並びに警察本部警務部会計課長をもって充てる。 3・4 [略]
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この訓令は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。